

家族信託Q&A

〔ケース編〕 第3回 受託者について

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,200名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は「受託者について」です。

Q1

家族の財産管理を託す受託者として、法人を検討しています。一般社団法人ではなく、株式会社で進めることは可能でしょうか？

A1 自然人に限らず法人であっても受託者になることは可能です。その際の法人は、一般社団法人であっても株式会社であっても理論上は変わりません。

しかし一般的には、「株式会社＝営利目的、一般社団法人＝非営利」という印象（一般社団法人は必ずしも非営利とはいえませんのであくまで印象です）がありますので、選択できるならば、一般社団法人のほうが第三者に信託スキームを理解していただける可能性が高いということはいえるかと思えます。

しかしながら、法人である以上、「法人としての経済合理性」と「法人そのもののガバナンス」に留意する必要があります。

具体的には、法人の所得にかかわらず地方税（均等割）が課税されますし、諸費用もかかります。よって少なくともそ

れ以上の受託者報酬を設定しなければ受託者の持ち出しになりますから、年を追う度に赤字が膨らむこととなり、最終的にこの会社が受託者の役割を終えた時に、どのように清算するかまでを想定する必要があります（そうならないための受託者報酬を設定するなら別ですが）。

さらに、法人の意思決定機関（一般社団法人なら社員総会や理事会、株式会社なら株主総会や取締役会）が、委託者（受益者）の想いや願い（信託目的）を実現する会社経営を継続できなくてはなりません。関連して、一般社団法人では社員が全員死亡するなどの事態を想定する必要（一般社団法人の場合社員の地位は相続されません）がありますし、株式会社の場合は、株主が保有する株式が将来譲渡や相続等で移動する可能性を念頭に置くことが必要です。

つまり一般社団法人であれ、株式会社であれ、法人を受託者にするには

- ・創りたい信託の目的を果たす役割を担うための会社経営上の仕組みが必要
- ・自然人でないが故に将来発生し得る

リスクを理解し、対策が必要

といえるでしょう。

なお、一般社団法人・株式会社ともに、定款に「信託業法に抵触しない民事信託の引受業務」等の目的が登記されている必要があります。

Q2

受託者を一般社団法人 A とし、受益者を A 社の完全子会社である一般社団法人 B に設定するスキームは可能でしょうか。2社とも新設法人です。

A2 お尋ねの内容は、受益者＝受託者となった場合の1年ルールに関するご質問かと思えます。おっしゃるとおり、受益者と受託者が完全に同一となった場合、1年以内にどちらかの構成に変更がなければ信託は終了となります。

一般的には、受託者である一般社団法人 A と、受益者である一般社団法人 B とは法人格は異なりますので、受益者＝受託者とならないとも考えられます。しかしその判断は、法人としての実態により異なります。

おそらく論点は、

- ・ **そもそもの信託の目的**
- ・ **受託者 A、受益者 B とする必然性や、それぞれの実態（理事構成や法人の目的）**

よっての個別判断となろうかと思われ

ます。そもそも一般社団法人の場合、資本関係の概念がありませんし、社員が2名以上必要になりますので、「完全子会社」という概念はありません。

よって、株式会社のように株式の支配状況云々ではなく、B社の社員（理事）の議決権をA社が実態上完全に支配している状態であれば、たとえ法人格が異なるとはいえ、実質的に同じ法人であると指摘され、取り扱われるリスクがあると考えます。そこに税務メリットが生じているとすれば、租税回避行為になる可能性はあると考えます。

今回の場合、上記のような議論を回避するためには、1年以内に別の受益者を設定し、B者が保有する全体の受益権の1%でも割り当てる形にすることで受益者＝受託者とはなりませんので、1年ルールは適用されないこととなります。

しかしそのようなテクニックを使うことが、そもそもの信託目的に合致しているのか、あえてそのような手法を使う狙いはどこにあるのかを十分にご検討され、第三者にも合理性を説明できるかどうか重要であろうと考えます。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

- 協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。
- 協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましたも、個別具体的なご相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）